ジョブ・カード制度～雇用型訓練のうちの有期実習型訓練　利用の流れ（利用者の視点から）～

※詳細については、厚生労働省やジョブ・カードセンターのHPで確認してください。補助の条件等は変更となる場合があります。

【参考】

訓練計画の策定 → 受講者の募集、選抜、キャリア・コンサルティング → 有期雇用契約締結 → 訓練の実施（OJT、Off-JT） → 評価の実施 → 採用の可否判断

企業

訓練実施計画の策定

訓練実施計画策定に当たっては、「モデルカリキュラム」を参考として作成することが

モデルカリキュラム

申請　認

社内の人材を登用する場合

【対象者】正社員経験の少ない方で、社内ですでにパート、アルバイト等として雇用されている方

社内の在職非正規労働者から受講者を選抜 → キャリア・コンサルティング（ジョブ・カード作成） → 有期雇用契約の更改

キャリア・コンサルティングに対

社外から受け入れる場合

受講者の募集〔求人申込〕（訓練計画添付） → 採用選考〔面接〕 → 訓練受講者として採用

ジョブ・カード求人　求人の提出　受講者の紹介

モデル評価シート、評価ガイドライン

評価については、「モデル評価シート」「評価ガイドライン」を利

都道府県職業能力開発協会：

有期実習型訓練の実施

・原則　3ヶ月超6ヶ月以内
・6ヶ月当たり425時間以上
・OFF－JT時間割合 総訓練時間の2割～8割（※）

OJT（実習）

〇総訓練時間の2割～8割（※）

OJT実施への助成（1時間当たり600円）※上限340時間

Off-JT（座学等）

〇総訓練時間の2割～8割（※）

・外部機関に依頼して行なわれる教育訓練（講師派遣含む）
・OJT実施事業主が行なう職業訓練（条件あり）
・訓練を行なう上で必要と認められるオリエンテーション

Off-JT実施中の賃金への助成

Off-JT経費に対する助成（教材費、外部講師の謝金、外部研修機関に支払う受

（※）訓練修了者を正社員として雇用する場合、1割～9割。

評価（評価シートに記入）　訓練担当・評価者　→　評価シート交付

評価シートの作成・交付に対する助成

正社員採用

就職活動

雇用・能力開発機構 都道府県センター

ハローワーク等職業紹介機関

キャリア・コンサルティング

ジョブ・カード作成
※この段階では「評価シート」は添付されない

ジョブ・カードセンター
（商工会議所（一部））
（各種相談・支援等を行う）

求職者

【対象者】正社員経験の少ない方（フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親、学卒後6ヵ月超

ジョブ・カード

右の様式を含んだファイル全体を「ジョブ・カード」と総

- 総括表
- 職務経歴
- 学習歴・
- 免許資格取得
- キャリアシート
- 評価シート

ハローワーク等に配置している専門家の助言を得て本人が記載

・・・訓練実施企業が作成・交付

雇用・能力開発機構 都道府県センター

支給決定　助成金申請

※　社外から受講生を受け入れ、正社員採用する場合等の「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給申請は労働局・ハローワーク。

【助成率等】

		中小企業	大企業
職業訓練	Off-JT 経費に対する助成率（教材費、外部講師の謝金、外部研修期間に支払う受講料など）	3／4 【拡充】	2／3 【拡充】
		【Off-JT時間別支給上限額】（受講者1人当たり）300時間未満は20万円、300時間以上600時間未満は30万円、600時間以上は40万円 【拡充】	
	Off-JT実施中の受講者の賃金に対する助成率	3／4 【拡充】	2／3 【拡充】
		上限なし	
	OJT実施に対する助成額	600円／OJT1時間・受講者1人当たり（上限：340時間）	
	OJT実施中の受講者の賃金に対する助成率	3／4 【新規】	2／3 【新規】
能力評価	評価シートの作成・交付に対する助成額	4,880円／受講者1人当たり	
キャリア・コンサルティング	外部機関委託の場合の経費に対する助成率	1／2 （支給上限額50万円）	
	実施中の受講者の賃金に対する助成率	1／2 （上限なし）	1／3 （上限なし）
	企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合の助成額	15万円（1回のみ）	
対象人員上限		なし	

注　平成21年２月６日施行。